



令和 7年 3月 5日
午前・午後 11時 45分 受領

令和 7年 3月 5日

南山城村議会議長 奥森 由治 様

南山城村議会議員 土岐 太郎

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 「職員と議員の癒着」について	1月24日(金)に加茂駅前の居酒屋にて、総務課長・保育所長・他2名(全員が幹部職員)が、ある南山城村議会議員と飲食を共にしていたと村民から通報があった。予算編成時に、総務課長を含めた「幹部職員だけ」が、特定の議員と飲食を共にしていたので、「職員と議員による癒着」と村民が捉える事態となっている。もし癒着があれば、村民に対する背信行為になり、二元代表制を真っ向から否定する行為でもある。大阪市では、職員と議員の飲食に関しては、あらぬ疑惑や不信を招きかねない行為として、厳しい条例や規則を設け、高い公務員倫理で職務を遂行しているが、村の幹部職員はどうか。村民にあらぬ誤解を抱かせない為にも、以後、高い倫理観と使命感を持ち職務を遂行できるか問う。	村長
2. 不法投棄について	2024年11月21日に、野殿区の三役と平沼村長・中嶋副村長で問題解決に向け話し合いがおこなわれ、その際に中嶋副村長が「止める」と約束したと聞いている。しかし、現状、野殿には毎日のように4tダンプが来ており、全く不法投棄が止まっていない。そこで問う。 ① 止めると約束した根拠は何だったのか ② 止めると約束したのにも関わらず、止まっていないのは何故か ③ 効果的な手が打てていないのは、平沼村長・中嶋副村長の怠慢が理由ではないのか ④ 水源が汚染された場合の責任は誰が取るのか ⑤ 投棄物の内容確認はできたのか ⑥ 行為者の特定はできたのか ⑦ 行為者の反社照会はかけたのか ⑧ 監視カメラの設置はいつ頃になるのか	村長
3. 違法看板について	平沼村長が施政方針演説の中で述べられた「美しい南山城村」の景観を、著しく害する政党の看板が村内で乱立している。また、月ヶ瀬口駅の高架の所に建てられていた共産党の看板が京都府の土地を無許可で不法占有していた事が発覚した。道路の不法使用や不法占有は犯罪である。道路占有許可が必要であるにもかかわらず無許可で道路を占有した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられるが、当該政党はそれらを見做し、村の土地を不法占有している可能性がある為、当該政党の看板が立っていると思われる以下の土地の所有者を問う。 ① 田山・鷹ノ尾19-1 ② 田山・ツルギ114-24	村長